

2012.4.2

BCMニュース < 2012 No.1 >

東アジア諸国における事業継続取組みの現状について

——我が国企業の製品・サービスの安定供給のために——

昨年に発生したタイの大洪水で露呈したように、日本国外の地域で発生した自然災害等により現地企業¹の操業が停止した場合、これら企業から製品や原材料等の供給を受ける我が国企業の操業レベルも低下あるいは停止してしまう。我が国企業が安定的に製品・サービスを供給し続けるためには、我が国企業側の事業継続への取組みのみならず、現地企業側でも事業継続への取組みを推進していることが重要になってくる。本稿では、我が国企業への製品・サービスの供給地域として重要な位置を占める東アジア諸国（インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）²を中心に、現地企業における事業継続の取組みの現状と、我が国企業が現地企業に事業継続の取組みを働きかける際のポイントを解説する。

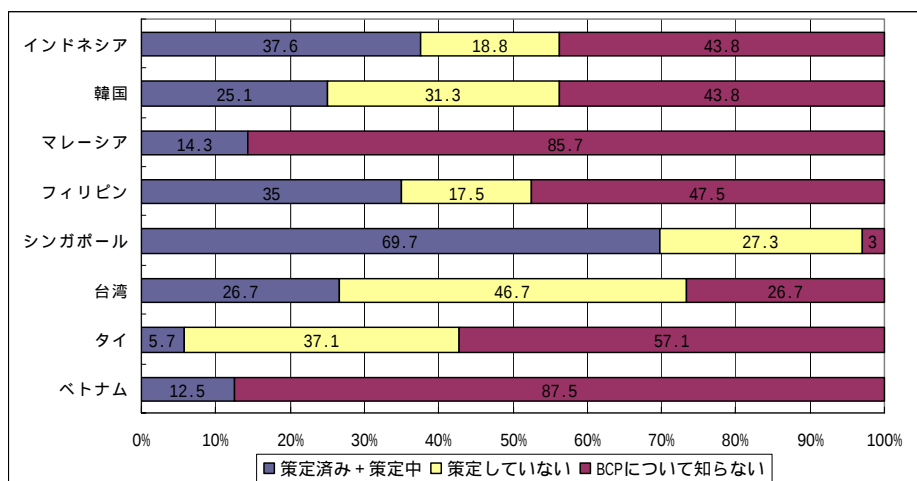
1. 東アジア諸国における BCP 取組みの概要

（1）BCP 策定状況について

東アジア諸国において、BCPを「作成済み／作成中である」、「作成していない」、「BCPについて知らない」としている企業の割合は、国別に<表1>³のとおりである。東アジア諸国の中で相対的にBCP取組みが進んでいる（「作成済み／作成中である」の割合が高い）のは、シンガポール、インドネシア、フィリピンとなっている。

一方で、タイ、ベトナム、マレーシアでは、BCPの取組みが進んでいないことが見て取れる（「作成していない」または「BCPについて知らない」の割合が高い）。よって、タイ、ベトナム、マレーシア地域の企業から製品・サービス等の供給を受けている我が国企業は、当該企業がBCPの取組みが十分であるかどうかを今一度、確認する必要がある。また、上記地域においては、「BCPについて知らない」という企業の割合が高いことから、我が国企業がBCPの取組みを要請する場合でも、BCPとは何か、なぜBCPが重要か、などを認識してもらうことから始めることが効果的であると推察される。

<表1>



['BCP status of the Private Sector in the APEC Region 2011'(APEC Emergency Preparedness Working Group)

資料を基にインターリスク総研にて作成]

(2) 東アジア諸国のBCPで想定すべきリスクについて

BCPは、その地域で起こりうるリスクに対応している必要がある（例：日本における地震を想定したBCP、米国におけるハリケーン等の風水害を想定したBCP等）。次に示す＜表2＞⁴は、東アジア諸国の企業へのアンケート結果から、当該国の企業が認識しているリスクの種類を一覧化したものである。表中のセルの上段が、当該リスクを認識していると回答した企業数（実数）、下段がアンケートに回答した当該国の全企業のうち、当該リスクを認識している企業の割合を示している。この結果から分かるのは同じ東アジアといっても、国により、企業が認識しているリスクが相当異なるということである（例：インドネシアでは地震、タイでは洪水、シンガポールでは疾病／疫病等）。よって、我が国企業が現地企業に対してBCPの取組状況を確認する場合には、まず当該国で起こりうるリスクが何かを適切に把握した上で、現地企業の策定しているBCPがこのリスクに対応したものになっているか、確認することが重要である。また、現地企業がまだBCPを策定していない場合においては、これら当該国特有のリスクに対応するものから優先的に策定するよう要請していくことが望ましい。

＜表2＞

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	地震	津波	ハリケーン	洪水	雷害	火災	山火事	噴火	干ばつ	害虫	感染症／疫病	停電	テロ	原子力災害
インドネシア	13 81.3	10 62.5	2 12.5	12 75	-	8 50	2 12.5	11 68.8	2 12.5	2 12.5	8 50	6 37.5	11 68.8	1 6.3
韓国	7 43.8	2 12.5	5 31.3	4 25	2 12.5	12 75	-	6 37.5	-	-	2 12.5	6 37.5	2 12.5	4 25
マレーシア	2 28.6	1 14.3	-	4 57.1	-	3 42.9	-	-	-	1 14.3	3 42.9	1 14.3	-	1 14.3
フィリピン	32 80	7 17.5	21 52.5	30 75	-	25 62.5	3 7.5	14 35	9 22.5	7 17.5	17 42.5	28 70	19 47.5	3 7.5
シンガポール	10 30.3	5 15.2	4 12.1	11 33.3	1 3	24 72.7	1 3	3 9.1	1 3	2 6.1	26 78.8	21 63.6	19 57.6	6 18.2
台湾	13 86.7	2 13.3	4 26.7	5 33.3	1 6.7	9 60	1 6.7	-	1 6.7	-	5 33.3	7 46.7	4 26.7	6 40
タイ	13 37.1	10 28.6	7 20	18 51.4	2 5.7	9 25.7	3 8.6	4 11.4	6 17.1	3 8.6	5 14.3	10 28.6	14 40	8 22.9
ベトナム	5 62.5	3 37.5	2 25	4 50	-	4 50	2 25	2 25	-	-	1 12.5	3 37.5	3 37.5	2 25

→当該国の企業で最も認識度の高いリスク
（複数回答可：n=272）

〔‘BCP status of the Private Sector in the APEC Region 2011’（APEC Emergency Preparedness Working Group）資料を基にインターリスク総研にて作成〕

また、ご参考までに、2009年にアジア各国に大きな経済被害をもたらした自然災害のワースト15位と当該自然災害の種類を次に示す（＜表3＞ご参照）。当該国に大きな経済被害を与える可能性のある災害種類に対して、現地企業側のBCPは対応できているかを、＜表2＞と合わせてご確認頂きたい。

＜表3＞

順位	災害種類 （リスクの種類）	国名	災害の発生日付け （2009年）	経済被害 （US\$millions）
1	干ばつ	中国	10月	5,684
2	地震	インドネシア	9月30日	2,200
3	洪水	インド	9月25日	2,150
4	台風／サイクロン	中国	8月9日	1,416
5	台風／サイクロン	中国	11月9日	1,030
6	洪水	中国	7月1日	1,000
7	台風／サイクロン	日本	10月7日	1,000
8	洪水	サウジアラビア	11月24日	900
9	台風／サイクロン	ベトナム	9月28日	785
10	台風／サイクロン	中国	6月3日	625
11	台風／サイクロン	フィリピン	9月29日	585
12	洪水	トルコ	9月7日	550
13	地震	日本	8月11日	400
14	地震	中国	7月9日	315
15	台風／サイクロン	インド	11月11日	300

〔‘Natural Disaster Data Book 2009’（Asian Disaster Reduction Center）資料を基にインターリスク総研にて作成〕

2．東アジア諸国における規格・ガイドライン等について

我が国において、行政機関や各種NPOから、BCPに関するガイドライン等が発行されているのと同様、東アジア諸国においても、各種の規格、ガイドライン、手引書等が公表されている（＜表4＞ご参照）。現地企業のBCPは、これらを参考に作成されている可能性があるため、日本企業側で一定の知識を持っておくと、現地企業のBCPを理解する際に有用であろう。また、現地企業側にBCP作成を要請する場合は、日本側BCPの考え方をそのまま当てはめるのではなく、当該国の規格やガイドラインとの整合も考慮したうえで要請することが必要であろう。

＜表4＞

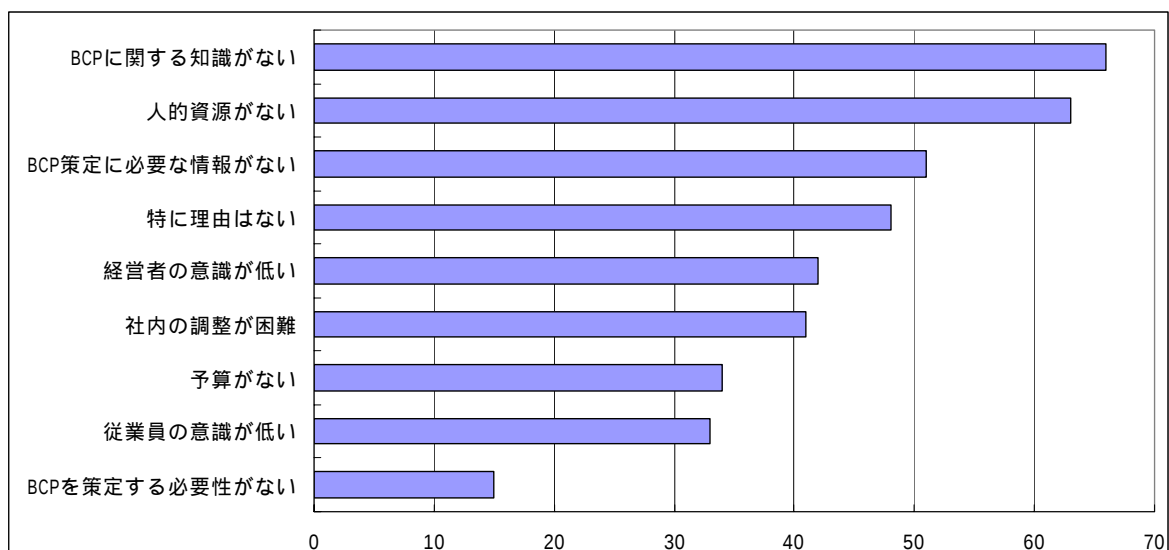
国	主要な規格・ガイドライン・手引き書等
インドネシア	Business Continuity Planning (ILO Economy Office for Indonesia)
マレーシア	Malaysian Standard MS1970 (マレーシア国家規格) Guideline on Business Continuity Management (マレーシア中央銀行)
シンガポール	Singapore Standards for business Continuity Management SS540 (シンガポール国家規格) Business Continuity Management Guidelines (シンガポール財務省) A Flu Pandemic Business Continuity Guide for SMEs (Spring Singapore)
タイ	Self-Leaning Guide for Business Continuity Plan for Pandemic Influenza Preparedness Plan, 2009(タイ保健省)

3．東アジア諸国のBCP取組みを阻害する要因

東アジア諸国におけるBCP取組みを阻害する要因としてどのようなものがあるかを＜表5＞⁵に示す。阻害要因として多い順に、「BCPに関する知識がない」、「人的資源がない」、「BCP策定に必要な情報がない」となっている。この結果は、我が国の中小企業におけるBCP取組みの阻害要因と同様の傾向が見られる。

我が国企業が現地側にBCP策定を要請する場合も、単なる要請に留まらず、我が国企業が持っているBCP策定ノウハウの提供や人的なサポートを実施するなどして、現地側の阻害要因を排除するような形で推進されることが望まれる。

＜表5＞



〔‘BCP status of the Private Sector in the APEC Region 2011’(APEC Emergency Preparedness Working Group)〕

資料を基にインターリスク総研にて作成〕

4. まとめ

以上のとおり、我が国企業が製品・サービスを安定的に供給するにあたっては、我が国企業に製品やサービスを供給する現地企業側の事業継続能力の向上が重要になっているにもかかわらず、東アジアにおいては、一部の地域を除き、BCP への取組みが進んでいる状況にはない。このため、我が国企業は、積極的に BCP の取組み推進を現地企業に働きかけていく必要がある。この場合に、次のような点を考慮することが望ましい。

- (1) 自社に製品やサービスを供給している企業のうち、BCP への取組みが遅れている地域 (タイ、ベトナム、マレーシア等) に所在する現地企業を洗い出し、BCP の取組みの有無の確認を行う。
- (2) BCP の取組みがなされていない場合は、当該地域で想定されるリスクに対応した BCP の策定を要請する。また、既に BCP の取組みがなされている場合は、その地域で想定されるリスクに対応可能な BCP になっているかを確認する。
- (3) BCP の取組みの要請にあたっては、次のような点に留意する。
 - 自社の BCP の策定方法をそのままあてはめるのではなく、当該国の規格・ガイドラインと整合的な BCP の策定を志向する。
 - 自社が持っている BCP の策定ノウハウの提供や人的なサポートを行う。

以上、本稿が貴社の製品・サービスの安定的な供給の実現に資すれば幸いである。

¹ 本稿でいう企業とは、現地サプライヤー、現地法人、現地関係会社等を指す。

² 本稿では、東アジア諸国を、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムと定義する。なお、中国に関するデータは母集団が少ない等の事情から、対象から除いた。

³ < 表 1 >、< 表 2 >、< 表 5 > は、2011 年 8 月に仙台で開催された APEC 会議で発表された資料「BCP status of the Private Sector in the APEC Region 2011」(APEC Emergency Preparedness Working Group) を基にインタ総研にて作成した。なお、当該資料は Asian Disaster Reduction Center (ADRC) が APEC 会議のために作成したものである。また、当該資料中の各種データは、ADRC が APEC 加盟国の企業に対して行ったインターネットアンケートの結果を取りまとめたものである。

⁴ < 表 2 > は、Asian Disaster Reduction Center が実施した上記インターネットアンケートの中で、「起こりうる脅威は何か」を質問した結果を基に作成したものである。

⁵ < 表 5 > は、東アジア諸国だけでなく、その他の APEC 加盟国 (メキシコ、ペルー、オーストラリア等) に所在する企業へのアンケート結果を含むことに注意が必要である。

以 上

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第二部 B C M第二グループ
上席コンサルタント 藤田 亮（フジタ リョウ）

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究およびコンサルティングに関する専門会社です。
事業継続マネジメント（BCM）に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第二部

TEL.03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々が企業の BCM 取り組みを推進する際に、役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright 株式会社インターリスク総研 2012